

居宅サービス等の人員、設備等に関する基準の一部見直し（令和6年度）

設備基準の見直し（訪問系サービス）

対象サービス：訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、福祉用具貸与・販売

見直し前

- ✓ 他事業と事務室を共用できるのは、同一事業者の場合のみ
- ✓ 相談室またはパーテーション等により設けられた相談スペースを確保
- ✓ 専用の感染症対策設備（手指洗浄場所）が必要（※訪問介護・訪問入浴介護・訪問看護のみ）

見直し後（R6.4～）

- ✓ 訪問介護等の事業を行う区画が明確に特定されていれば、別事業者の運営する事業の事務室との共用も可能とする。
- ✓ 相談スペースが確保されていれば、パーテーション等による仕切りを設けないことも可能
- ✓ 運営に支障がない場合は、同一敷地内他事業所との共用も可能とする。

<改正規定> 東京都居宅サービス等の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行要領

人員基準の見直し（通所介護）

見直し前

- ✓ 看護職員が事業所に不在の時間帯についても、事業所と看護職員で「密接かつ適切な連携」を図る必要があるが、以下の条件を満たす場合に連携が図られているものとしている。
 - ・ 同一敷地内他事業所との兼務
 - ・ 病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携

見直し後（R6.4～）

- ✓ 同一敷地内でない事業所との兼務の場合等（※）についても「密接かつ適切な連携」を要件を満たすものとする。
（※）職員の自宅において連絡体制が確保されている場合を含む。

<改正規定> 指定通所介護事業所の看護職員配置に係るQ&A